

言語政策・言語の領土原則・多言語使用 — スイスの場合 —

ジュネーヴ大学 ロラン・ガジョ

有賀 笑 訳

水谷 優里 訳

1. はじめに

ヨーロッパの中央に位置する小国、スイスにおける言語政策、並びに多言語使用とはいかなるものか。まずはこの国の全般的な構造、領土内の言語の分布を見ながら、スイスの言語政策の基礎にある、言語の領土原則に着目していく。この原則は領土内全てに絶対的効力をもって適用されるわけではない。またすべての行政組織に適用されるわけでもない。本稿では特にフランス語圏とドイツ語圏の境界に位置する2つの町、フリブール（Fribourg）とビール/ビエンヌ（Biel-Bienne）を取り上げて考察していく。またこれらの考察を明確にするために、他国との比較も行いたい。そして多言語・多文化のスイスについての結論を述べる前に、言語教育に関しても着目する。そうすることでこのテーマを掘り下げ、国際比較に話を移すこともできるだろう。

2. スイスとその言語

スイスは西ヨーロッパの中央に位置し、フランス、イタリア、オーストリア、リヒテンシュタイン、ドイツに囲まれている。面積 41000 km² の国土には、人口約 750 万人を擁している。首都はベルンだが、規模で見るとチューリッヒ、ジュネーヴ、バーゼルの方が大きい。

スイスは連邦国家で、地方分権が進み、政治的決定は連邦政府、カントン（州）、コミューン（市町村）の3つのレベルで行われる。カントンは26州あり、特に教育関連の権限をもっている。たとえば教育分野において、連邦政府は州の教育委員会に対して勧告を出し、協議を奨励することしかできない。最終的な決定権は州がもっているのである。このことは特に言語政策を実施するうえで非常に重要な点となってく

る。

その言語に関してだが、スイスには4つの公用語がある。ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語である。このうち最初の3言語だけは完全に公用語といえる。しかしロマンシュ語に関しては、ロマンシュ語圏の人々と連邦政府の間で、公用語として使われている。そのため、ロマンシュ語は「半公用語」と言える。

全26州のうち、22州が単言語地域、ベルン・フリブール・ヴァレーの3州が二言語地域、グラウビュンデン1州が三言語地域と規定されている。このグラウビュンデン州ではドイツ語、ロマンシュ語、イタリア語が話されているのだが、この州だけが唯一ロマンシュ語を使用している。一方イタリア語は主にテッサン州で使用されている。このようにスイスにおける言語の分布は、主に領土区分を基にしているが、ロマンシュ語圏は様々な地域に分断された状態で散在している。

国内住民に占める各言語使用者の割合は以下の通り：

- ードイツ語話者：64%
- ーフランス語話者：20%
- ーイタリア語話者：7.5%
- ーロマンシュ語話者：0.5%

ただ、上記の数字は住民が主として使用する言語を示していることを特記しておく。というのも2000年の国勢調査以来、頻繁に使用している言語もあわせて申告できるようになったからだ。したがってこのことを考慮に入れるならば、実際にはロマンシュ語は1%、フランス語は33%になることを指摘しておく。

その一方で、この言語分布の変遷を時系列でみていくことも非常に興味深い。ここではフランス語に注目しよう。

1888年の最初の統計調査が行われた時以来、1970年までの間、フランス語人口の恒常的な減少が見受けられる。しかし1970年から1990年にかけて、フランス語は唯一使用者が増加した公用語である。一方他の言語は1960年以降後退傾向にある。

フランス語話者がこのように相対的に増加した結果、1990年以降フランス語は言語的に均質化した。一方で少数派言語が優勢な地域は、言語的にそこまで均質ではない。このようなフランス語話者の増加はとりわけ、フランス語が持つ最も大きな統合力により説明できる。フランス語はスイス在住外国人にとってスイスという国の国民統合力を象徴している。そのため在住外国人に占めるフランス語話者の割合が多い。最近の研究（Werlen, 2008）ではフランス語を話す人々は、彼らの言語により誇りを感じているということが示されている。またフランス語はドイツ語話者の間で、ある程度その威信をもち続けているのである。

ここで大切なことは、スイスにおける4つの言語の使用状況に関して、いくつかの要素を明確にすることである。公用語でもあるドイツ語はスイスアレマニック語圏ではコミュニケーションツールとして好まれる言語ではない。というのも、普段のコミュニケーションは方言によってなされるからである。その方言というのは地域によってさまざまで、アレマニック語を話す人のアイデンティティと非常に強く結びついている。標準的なドイツ語（Schriftdeutsch/Hochdeutsch）は（あえて『標準語』とする理由は書き言葉として使われているからである）、やむを得ない場合に使用され、第二言語とみなされている。イタリア語に関しても方言が強いのだが、スタンダードな言語との競合関係はより小さい。

ロマンシュ語に関しては、状況はより複雑である。実は、ロマンシュグリシュンは人工的に標準化されて作り上げられた言語であり、1982年まで全く存在しなかった。ロマンシュ語は様々な地方語に分かれており、標準化されたロマンシュグリシュン以外にも、伝統的な言葉がまだ存在し続けている。例えばもっとも普及しているものだと、ラディン（ladin）、シュルシルヴァン（sursilvan）、シュルミラン（surmiran）、プュテル（puter）、ヴァラデル（vallader）などだ。今日学校を卒業していく若者たちは、標準化されたロマンシュ語で教育された最初の学生たちである。ただこの標準化された言語は保護者にとってはなじみのないものであり、一部の住民からは非常に批判の対象とされている。

しかしながら、標準言語の存在はこのように小さくなった共同体を維持するためには最良の解決策と言える。というのも決まった一言語をメディアや行政、学校で使用するようになるからである。フランス語はというと、比較的均質な状態で存在している。例えばフランスの地方方言は、ほぼ完全に消滅している。

このような状況で、ドイツ語が異論の余地なく多数派言語として存在するのだが、フランス語も比較的優勢な言語だと言える。イタリア語は地位を守っているが、そもそもその地位は、隣国イタリアでの普及により、強固にされているのである。

ロマンシュ語はというと、10年ほど前から少し安定してきているが、それは明文化された言語政策のおかげであり、少数派に対する努力を繰り返してきたためである。その一方、1939年に公用語に認められて以来、スイスでしか話されていない唯一の言語として、しばしその存在意義が主張されている。その結果、ロマンシュ語はスイスの象徴となっている。というのもスイス周辺の国民国家では1つの言語と一国家が一致するという原則があるからである。

3. スイスにおける言語政策と領土原則

スイスでは10年ほど前から言語政策が議論の対象になり、より明示化されたものとなった。英米の学者が言うように、暗黙的政策（covert policies）から明示的政策（overt policies）に移ったのである。2009年には、長い間議論され、それまで絶対的とされていた憲法原則を超える言語関連法が制定された。いくつかの言語的实践を明文化する必要性はとりわけ、教育システムでの外国語導入についての議論から来ているが、この点についてはまた後で触れることにする。

1848年の近代スイス建国のころから、複言語主義に関する問題提起がされるようになった。20世紀になりようやく言語間の摩擦の解消法が模索されるようになった。その中で生まれてきたのが領土原則である。そしてその原則とは、ある土地での多数派である言語を公用語とするというものである。そうして明確に感知され、比較的均質と言える言語地域を見分けるようになった。領土原則は、それぞれの言語地域を切り離す結果にはなっている（Gajo, 2002）が、言語間の平和共存を目指す政策から端を発している（cf. Froidevaux, 1996）。しかしながら、ここまで見てきたとおり、言語地域の分離は政府レベル、州または市町村レベルの行政区画と常に一致するわけではない。そういった理由から、すべての州が単言語使用地域ではないのである。

実際にその土地の公用語を決めるのは州、また時には市町村である。連邦政府はそれらに伝統的な地域分布を尊重すること、そしてある程度の安定性を維持することを指示するだけにとどまっている。

グラウビュンデン州の場合を例にとってみると、この州はドイツ語の他にロマンシュ語とイタリア語というスイスで最も少数派の言語を使用している。先ほども触れたように、ロマンシュ語の地域は識別されてはいるものの、つながっていない。しかしイタリア語もロマンシュ語と同じくらい、州内または国レベルで多数派の言語であるドイツ語と競合関係にあるのである。この観点からグラウビュンデン州は各市町村に40%以上のロマンシュ語話者、またはイタリア語話者がいる場合、単言語使用をとると宣言することを認める法律を成立させた。さらにある市町村は、少なくとも20%のロマンシュまたはイタリア語話者がいた場合、二言語併用を宣言すると決めたのだ。

このような政策は少数派言語の地位をより強くすることを目的としている。というのも正式に学校などの公共サービスを多数派言語ではなく、少数派言語で提供することを義務付けているからである。しかしこうした多数派というのは時には50%ほどの使用者にまで関係してくるのである。ただこの保護主義的な法律はこっけいな逸脱をも生み出す可能性もある。

例えば、約1世紀前、スイスの唯一の三言語使用地域、ビヴィオは42%のイタリア語話者、42%のロマンシュ語話者を抱えていた。ではこの州は、二重の単言語使用

地域が並存していたと認識されるべきだったのだろうか。このように少数派言語の特にデリケートな問題も一つの背景となり、言語に関する連邦法の成立に至った。その連邦法の中では、連邦政府は州が言語政策を適用するのを支援すること、ロマンシュ語とイタリア語には特別な注意を払うことが規定されている。グラウビュンデン州を別にして、この観点から二言語使用の州は一言語使用の州より複雑な問題がある。二言語使用の州にとっては、南北にのびる、言語の境界線の問題が生じているのだ。言語の境界線はもちろん糸によってひかれた線ではない。境界線とはむしろ複数言語が共存しているグレーゾーンのことである。この多言語共存はしかしながら、州や特に市町村によって同じ方法で管理されているわけではない。ここからは、ムーヌ氏の研究（2007）を参考にし、フリブールとビール/ビエンヌの場合を見ていく。

4. フリブールとビール/ビエンヌの例

フリブールでは市や州のレベルではフランス語話者が多数派である。しかし、国のレベルではフランス語話者が少数派であることはすでに見てきたとおりだ。ムーヌ氏はこれを「mijoritaires（少数派多数地域）」と呼ぶことを提案している。彼らにとって、国の中では多数派のドイツ語話者は州や市のレベルでは少数派である。ムーヌ氏はこれを「manoritaires（多数派少数地域）」と呼んでいる。

フリブール州では個人レベルでの二言語使用は認めている。しかし地域を二言語主義とするのには慎重で、はっきりとした言語の境界線の維持に力がそそがれている。そのためフリブールでは各市町村は二言語主義的な制度をある程度作ることできるけれど、原則として公的には単一言語主義をとっている。これが25%のドイツ語話者を抱えながらも、公式には単言語地域であり続けているフリブールのケースである。この公的な二言語使用の否定はおそらく、国家レベルでの多数派言語に対する危惧を反映しているのであろう。このように地域レベルでの多数派が正反対になることで、ある程度少数言語が保護される効果がある。

ベルン州のビール/ビエンヌでは、状況はだいぶ変わってくる。ドイツ語話者が56%に対し、フランス語話者は28%と少数派であり、ムーヌ氏の言葉で言うならば、この地ではフランス語は地域と連邦の2段階でのダブルマイノリティーということになる（2007）。しかしながら市の正式名は「Biel-Bienne（ビール/ビエンヌ）」であり、この街が二言語主義であること、またそのアイデンティティを名前に反映させていることがうかがえる。市の公式ホームページには次のように書かれている。

ビエンヌは、世界の時計産業の中心都市でもあり、同時に通信技術の町でもあります。

ビエンヌは湖のほとり、ジュラ山脈のふもと、ミッテルラントの中心に位置し、
あなたを「*Bonjour - Gruessec!*」と迎え入れます。

この2つの言語での挨拶は二言語使用の習慣を実感させる。ここでは、個人が常に2言語を使い、対話者によって言語を使い分けることができることがそこまで珍しくない。歴史的に見て、少数派言語のフランス語の地位というのはジュラ地方に住む時計産業に従事していたフランス語話者の大規模な流入によると言える。時計産業の中では彼らはしばし主導的な地位を占めていた。現在も全く同じ状況というわけではないが、フランス語はある程度その威信を享受し続けている。特に二言語併用であることがある種、この街のシンボルとなってきているのである。

ここで強調したいのは、ドイツ語話者がダブルマジョリティーの地位を有しているために、ドイツ語話者がフランス語話者に吸収されるという恐れをなくし、二言語併用の公的な承認がなされていてもドイツ語話者を弱体化させることがないということだ。領土原則の話に戻ると、ビール/ビエンヌではフランス語使用地域とドイツ語使用地域の間に境界線を設けることは不可能である。ただビール/ビエンヌでは、両言語での社会ネットワークが並存するという傾向があり、学校もしばし分けられている。ビール/ビエンヌとフリブールは、二都市とも近年、多くの研究者の注目を集めている (ex. Conard, Matthéy & Matthéy, 2002 ; Altermatt, 2003 ; Gohard Radenkovic, 2007 ; Meune, 2007)。ただ公的に二言語使用地域と認められているのはビール/ビエンヌのみで、スイス人にとっても「二言語使用と言えばビール/ビエンヌ」と認識されるほど強いイメージが流布している。境界で見られる言語的不均質性や、公的・制度的問題の独特で複雑な性格を持っているため、「境界線沿いに位置する地域は、それだけで、5番目の新たな『語圏』——二言語使用語圏——を構成すべきだ」と主張する人もいる。

このような提案の背景に境界独特のアイデンティティを模索する試みを見出すこともできるだろう。しかし、このような提案は恐らく境界線をずらし、スイスの言語・文化的多様性を貫く現実を矮小化させることにしかならないであろう。

実際、領土内の言語的不均質性という問題は言語境界の設定という問題を大きく超えているのだ。単言語使用の各州、各市町村の中では、様々な要因から複数言語が緊密に接触しあう結果になっている。特に国境（バーゼルはフランスとドイツと国境をもち、フランス語を話す労働者を数多く受け入れている）、国際化（ジュネーヴ、チューリッヒ）、観光（テッサン）、もしくは国内の言語地域間の移住、そして国外からの人口移入をあげることができる。

こうした問題があるにもかかわらず、言語の境界は、一般にアレマニック語圏の典型的な料理であるロシュティになぞらえて、ロシュティーグラベンと呼ばれている。

言語の境は今でもスイス社会のイメージの中に確実に健在で、それをもとに様々な風刺が描かれている。したがって、領土原則はスイスにおける複言語主義の非常に影響力のある組織原理であり続けていると結論付けることができるのだ。

そもそも連邦制政府機関において公務員は、ある程度、地域の人口比に応じて任命されている（Courron, 2008）。部署によって、そして役割のレベルによって割合が変化するのだが、この割合はスイスの各言語の話者の比率と一致し、複言語主義に関する連邦制の政策に従っている。このように数年前から少数派言語の存在感を強化する動きが見て取れる。

5. 国際比較

国際比較に焦点をあてれば、スイスの領土原則を他国に容易に適用することができないとわかる。たとえばベルギーの場合、国を北部のフラマン地域と南部のワロン地域を言語的に二分することは可能であるが、国の政治的、経済的中心地であるブリュッセル首都圏を言語的に区分することはできない。その一方で、国の政治組織は微妙かつ複雑に地域と言語共同体と関係している。ブリュッセル首都圏は独自の地域を構成しているが、そこでのフランス語話者たちはあくまでベルギーのフランス語共同体の一部なのである。

カナダの場合、個人原則に基づいた連邦の言語政策と領土原則に基づいたケベック州の言語政策（Cardinal, 2008）が存在する。個人原則は、カナダ人が国の公用語である英語とフランス語でサービスを受けられることを意味する。そして領土原則は、厳格な法の下にケベック州をフランス語使用の州であると規定し、公共の掲示等におけるフランス語使用の義務付けなどを行っている。とはいえ、とりわけモントリオールには無視することのできない少数派の英語使用者も存在していることも忘れてはいけない。カナダにおいて、ケベック州以外の地域ではフランス語話者は少数派であるが、明確な住み分けはなされていない。それでも彼らは、いくつかの地方でフランス語による教育を受けることができる。地理的にフランス語圏ではなくとも、フランス語話者の不利な状況は、法律によって補われている（Heller, 1996）。研究者の中には（Cardinal, 2008; Van Parijs, 2000）、領土原則は現在のグローバル化の状況において、公用語や少数言語を守るための一つの重要な要素であると考えている者もいる。

それでは、ルクセンブルクのような国の領土原則に基づかない言語政策の成功は、どのようになされたのだろうか。ルクセンブルクには明確な地理的な言語境界線があるわけではないが、ここでもまた言語的に不利な状況は法律などによって補われている。つまり、公的活動の一部が特定の言語によって優先的に行われているのだ。たとえば、法的な文書はフランス語で作成されるが、議会での議論では広い範囲でルクセ

ンブルク語が使用されている。小学校での主要な教育言語がドイツ語であり、特定の中等教育課程では教育言語がドイツ語からフランス語に変わりつつある一方で、幼稚園ではルクセンブルク語が使用され続けている。

ある地域である言語に特別な地位を与えるという概念は大変興味深いものである。制約を課すことで、特定の言語の使用機会が与えられれば、言語的、文化的多様性を保持することができる。ゆえに、一国に複数の言語が共存している状態も脅威ではなくなるのだ。とはいえ、ここには言語の領域性や個人の多言語使用の問題、さらには人々のアイデンティティの問題が生じている。

理論上、スイスの言語の領域性の構造の下では、個人は単一言語の環境で暮らすことができる。これを「スイス人同士は仲良くできるのは、相手の言うことが理解できないからだ。」と表現した連邦議員もいる。確かにスイスの言語の領域性の構造は、個人に多言語使用を強制することはないが、これはルクセンブルクの状況とは異なる。ルクセンブルクでは、個人が平均して三カ国語を習得する。つまり、この国は三言語主義と呼んでもよい状況なのだ。とはいっても、近年の研究（Werlen, 2008）ではスイス人が平均二カ国語を高いレベルで習得していることが明らかになっており、この数字はEUの平均値である1.14カ国語（EU東方拡大前の統計）を大きく上回っている。

スイスにおいて個人の多言語主義が生まれたのは、先ほど言及したように、スイスでは複数の言語が共存状態にあるためである。また、州の教育政策もスイスの個人の多言語主義を生み出す一要因となっている。その政策とは、異なる言語集団の相互理解の促進を目指すものであり、連邦からも支持されている。近年の言語関連の法において、言語集団間の相互理解というものは、特に学校同士の交流や、地域語、外国語に加えてもう一つの公用語を学ぶことによって実現される。それでは、ここから教育における言語についてさらに詳しく述べていく。

6. 多言語教育

教育は、依然として重要で繊細な分野である。それは常に共同体や個人の期待に応えるものでなくてはならない。公立学校は州の管轄、さらには自治体の管轄の下におかれ、地域や地区に根差した教育政策を実施している。しかし、国と個々の人々の双方がどちらも多言語主義に関わっていくことになるため、この政策は国益と個々の人々の利益の双方に配慮する必要がある。複数の要素を同時に考慮することは、二重のコミットメントを生み出す。一つは、言語教育、そしてもう一つは学校の教育言語に関するものだ。言語教育に関して言えば、スイスでは学校教育のある一定の段階で、少なくとももう一つの公用語の学習の義務付けが可能である。しかしながら、この原則

は十数年ほど前のチューリッヒ州の決議により揺るがされた。その決議というのは、第一外国語として英語教育を導入するというもので、チューリッヒ州に続き、他のいくつかの州でも同様の決議がなされた。この英語教育の導入は、スイスの国民統合に悪影響を与える危険性があるとして、スイスに広く議論を巻き起こし、言語関連の法律の制定にも影響を与えた。スイスの教育委員会の会議では、この危険性への対処法として実用的で効果的な案が採用された。それは、全ての州は学校教育の課程で、地域言語に加え少なくとも二つの言語を教えないといけないというものだ。遅くとも小学三年生次の一つ目の言語を教え、五年生次には二つ目の言語を教えるのだが、この言語のうちの一つは公用語でなければならない。チューリッヒ州は第一言語として英語、第二言語としてフランス語を選択した。就学期間の終わりには、学生が二つの言語を同じレベルで扱えることを目指している。また、言語の境界線近くに位置する、ドイツ語を話す州では、フランス語を第一言語、英語を第二言語として選択した。そしてフランス語を話す州では、今のところドイツ語が第一言語、英語が第二言語となっている。

学校での教育言語に関しては、地域の言語が学校で用いられる主要言語になっている。

したがって、スイスのフランス語が話される地域には、例外的な状況を除き、ドイツ語を主要言語とする公立学校は存在しえない。ビール/ビエンヌにおいても、教育システムは、フランス語によるものとドイツ語によるものどちらも存在するが、各家庭はどちらか一方を選択しなければならない。高校に関して言えば、ドイツ語を話す高校とフランス語を話す高校が、同じ敷地内に並びあって位置する場合もある。

二言語併用と異なる言語集団間の交流を促進させるため、それぞれの言語グループの生徒たちを、一学期間、あるいは二学期間、別の言語集団の学校で学ばせることもある。つまり、今日では、互いに相手の言語グループの学校に通い、学習言語漬けになるという教育方法がとられているのだ。この方法で、互いの二言語使用の能力を高める。今後ますます、第二教育言語を取り入れた二言語併用課程が導入されていくと思われる。

たとえば、二十数年来、スイスでは中等教育において二言語併用課程が置かれている。こうした課程を設けている学校では、少なくとも二科目をもう一つの言語で教えずにはならない。この場合二科目というのは大抵異なる分野の科目のもので、歴史と数学、といった組み合わせだ。ヴォー州では、このもう一つの言語というのは必然的にドイツ語になるが、ジュネーヴ州ではドイツ語か英語か選択することが可能だ。少し前からはイタリア語の選択も可能になった。1989年には二つだった二言語併用課程も、1999年には21になり、2006年には70にまで増えている（Elmiger, 2008）。

この進展は、家庭の言語の習得、とくにもう一つの公用語の習得に対する関心の大きさを示している。各家庭の要望も、異なる言語集団の相互理解を促進させたいと願う連邦のそれとよく似通っているのだ。しかし、この種の教育を小学校のような初等教育の場で実践するには多くの困難を伴う。現在、数多くの実験的取り組みが、とりわけ二言語または三言語使用地域で行われている。そして、それらの取り組みは幼い子供たちについても成功を収めており、グリゾン州のコワールの小学校では、一定の二言語併用課程が公式化に至った。

幼いうちからの二言語併用教育に対してはいくつかの理由から慎重な姿勢が示されている。まず、二言語併用課程において、小学生を教えることができる教員が不足していることである。そして、親たちの不安も理由の一つだ。早期の二言語併用教育は、子供を混乱させ、悪影響を与えるのではないかと懸念されており、小学校低学年での二言語併用教育の実施は避けた方が良く考えられている。

カナダでは、教育システムに言語の個人原則と領土原則の両方を見出すことができる。先ほど、ケベック州の外では少数派のフランス語使用の学校に関して述べたが、次に母語ではなくもう一つの言語で教育を実施している学校での成功例について言及する。英語ではなくフランス語で行われる教育は、カナダにおいて多数派である英語を母国語とする生徒たちが対象である。この教育は、彼らの第二言語としてのフランス語能力を向上させることを目的とし、生徒たちは比較的小さいころからこの教育を受けることができる。これには、全ての授業がフランス語で行われるものと、特定の科目の授業だけがフランス語で行われるものがある。既にある程度の年齢に達した生徒に向けては、後者、つまり特定の科目の授業だけがフランス語で行われる方式が採用される。

この種の教育は、40年以上前にケベックの英語を母語とする言語集団に適用された。その後、他の州でも採用されてきたが、フランス語を母国語とする言語集団に適用されたことはなかった。しかしながら最近では、各家庭の要求に応じ、ケベック州もフランス語話者向けの授業にもこの教育方法を用いることを認めた。その一方、ケベックにはできる限りフランス語地域を維持したいという意向も存在し、この教育方法の採用にはあまり積極的ではない。

ここで、第二言語あるいは外国語を教育するうえでの二つの異なる方法について簡単に言及する。それは、イマージョンとサブマージョンと呼ばれるものである。前者は、カナダやスイスでよくみられる教育方法で、学校で、母語と並んでもう一つの言語が用いられる。とはいえ、母語のステータスはゆるぐことはなく、あくまで第二言語あるいは外国語として用いられる。後者は、生徒を異なる言語集団の学校に留学させ、そこで学ばせるものだ。生徒は、留学先の地域の言語で全ての授業を受けることになる。サブマージョンでは、別の言語を学ぶために他の地域へ行くわけであるが、

学校だけでなく社会でもその言語漬けになることは、生徒にとって有効な教育法であると考えられている。けれども、連邦の求める異言語や異文化の相互理解に関しては、今のところあくまで個人レベルで達成されているに過ぎず、法律や学校、各言語集団の取り組みにはさほど変化はない。

7. 結論に代えて：スイスは多言語・多文化の国か

これまでの内容から、スイスは小さな国でありながら非常に複雑な問題を抱えていることが分かっていただけただろう。スイスでは、複雑な問題に直面しながらも個人レベルだけでなく、社会レベルでも革新的で効果的な取り組みが行われている。スイスはよく“意志による国家”であると表現されるが、これは、スイスが複数の共同体が一緒に生きようとする意志によって存在する国家であるということだ。スイスは一国に複数の言語が存在するという複雑な状況を抱えながらも、その言語の複数性を国の発展の一つの要素としてさえ捉えている。

それでは、文化的な側面はどうだろうか。共に生きるという意志を持つならば最終的には唯一の国民的アイデンティティを形成しなければならないということになるのだろうか。そしてもしそうだとしたら、言語的多様性のみならず文化的多様性まで擁護するのは間違っていることにならないだろうか。そもそも国民的アイデンティティというものは存在するのだろうか。恐らく、少なくとも政治制度や、“スイスはこうである”という一種の信仰やステレオタイプを認識することで、一種の国民的アイデンティティが形成されるだろう。とはいえ現実には複雑で単純ではない。

そもそも、言語の境界線というのは文化の境界線とは一致しない。なぜなら文化は、州の伝統、都会と田舎の関係、宗教的な感受性など、様々な要素によって形成されるものだからである。外国で暮らすスイス人、スイスに暮らす外国人もスイス文化を形成しているのだ。

このように、言語と文化の多様性は複雑な問題である。スイスは“意志による国家”という理念を掲げながらも、柔軟に現実に対応する国でもある。そう考えると、言語政策に関して、スイスは最終的には“柔軟な領土原則”を取っていると言える。ここまで私が述べてきたことは、必ずしも日本とも無関係なことではなく、日本を考えるうえでも役立つものがあるだろう。